

入札心得（物品等電子入札用）

この心得は、福井県電子入札システム（以下「システム」という。）により実施する物品調達等の入札について、福井県財務規則第151条第1項第9号にいう入札条件とする。

第1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに県の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていなければならない。

第2 入札参加者はシステムに登録された適正なICカードを用いて、入札手続を行わなければならない。

第3 電子入札において、紙入札を行うことを承認された者が行う入札手続に係る条件については、福井県物品等電子入札運用基準、福井県物品等電子入札運用要領および紙入札承認通知書に定めるものとする。

第4 入札参加者は、入札書が県の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

第5 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

なお、福井県財務規則第151条第1項に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

第6 再度の入札執行は、前回の開札終了後、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。

第7 入札者は、開札に伴う一連の手続が完了するまでは電子入札に係る電子計算機の近辺において待機していなければならない。

第8 入札参加者は、入札書受付締切日時前において、入札書を送信するまでは、入札辞退届を送信することにより、いつでも入札を辞退することができる。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により入札者が2人未満になったときは、入札の執行を取りやめる（一般競争入札を除く。）。

第9 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第10 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。

第11 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし福井県財務規則第159条第4項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第12 「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」（昭和39年福井県条例第1号）第2条または第3条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。

2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者が福井県から入札参加の資格制限または指名停止もしくは指名保留（以下「指名停止等」という。）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

3 第1項に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、福井県から入札参加の資格制限または指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

4 前2項の規定により仮契約を解除し、または契約を締結しない場合、県は一切の損害賠償の責を負わない。

(施行日 平成19年3月1日)